

北杜市地域公共交通計画策定業務委託公募型プロポーザル審査委員会設置要綱

(設置)

第1条 北杜市地域公共交通計画策定業務委託公募型プロポーザル（以下「プロポーザル」という。）に関する審査等のため、北杜市地域公共交通計画策定業務委託公募型プロポーザル審査委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 審査基準の作成に関すること。
- (2) プロポーザルに提案を行った者の中から、最も優れた提案を行った者（以下「特定者」という。）1者、特定者の次に優れた提案を行った者（以下「次点者」という。）1者を選定すること。
- (3) その他特定者の選定に関し必要な事項に関すること。

(組織及び委員)

第3条 委員会は、別表に掲げる職にある者により組織する。

(委員の任期等)

第4条 委員の任期は、北杜市地域公共交通計画策定業務委託を契約するまでとする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長1名を置き、委員の互選によって定める。

- 2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が召集し、委員長は、委員会の座長となり会議を主宰する。

- 2 委員会の会議は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。
- 3 委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決する。
- 4 委員長は、必要に応じて、委員会の会議に委員以外の者の出席を求めることができる。

(秘密の保持)

第7条 委員は、プロポーザルの内容その他審査に関する事項について、秘密を漏らしてはならない。

(責務)

第8条 委員は、プロポーザル参加者に対して、助言、指導、その他の援助を行ってはならない。

(庶務)

第9条 委員会の庶務は、企画部企画課において処理する。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この要綱は、令和3年4月12日から施行し、北杜市地域公共交通計画策定業務委託契約を締結した時をもって廃止する。

別表（第3条関係）

副市長
政策秘書部長
企画部長
健幸市民部長
福祉部長
産業観光部長
建設部長
教育部長
健幸市民部 介護支援課長
福祉部 福祉課長
企画部 企画課長（兼庶務）